

## ■IEC62443 及び CSMS/EDSA 規格の詳細

### (1) IEC62443 について

パイロットプロジェクトでは、汎用制御システムのセキュリティ規格として IEC の場で標準化されている IEC62443 を用いる。制御システムに関係する組織として、システムのコンポーネントを製造する「装置ベンダ」やそれらを組み合わせてシステムを構築する「インテグレータ」(構築事業者)、そのシステムを利用して事業を行う「事業者」などがあるが、IEC62443 ではこれら各々に対応したセキュリティ要件を策定している。IEC62443-2 シリーズでは、制御システムを利用する事業者向けの要件、IEC62443-3 シリーズではインテグレータ(構築事業者)向けの要件、IEC62443-4 シリーズでは装置ベンダ向けの要件がそれぞれ規定されている。

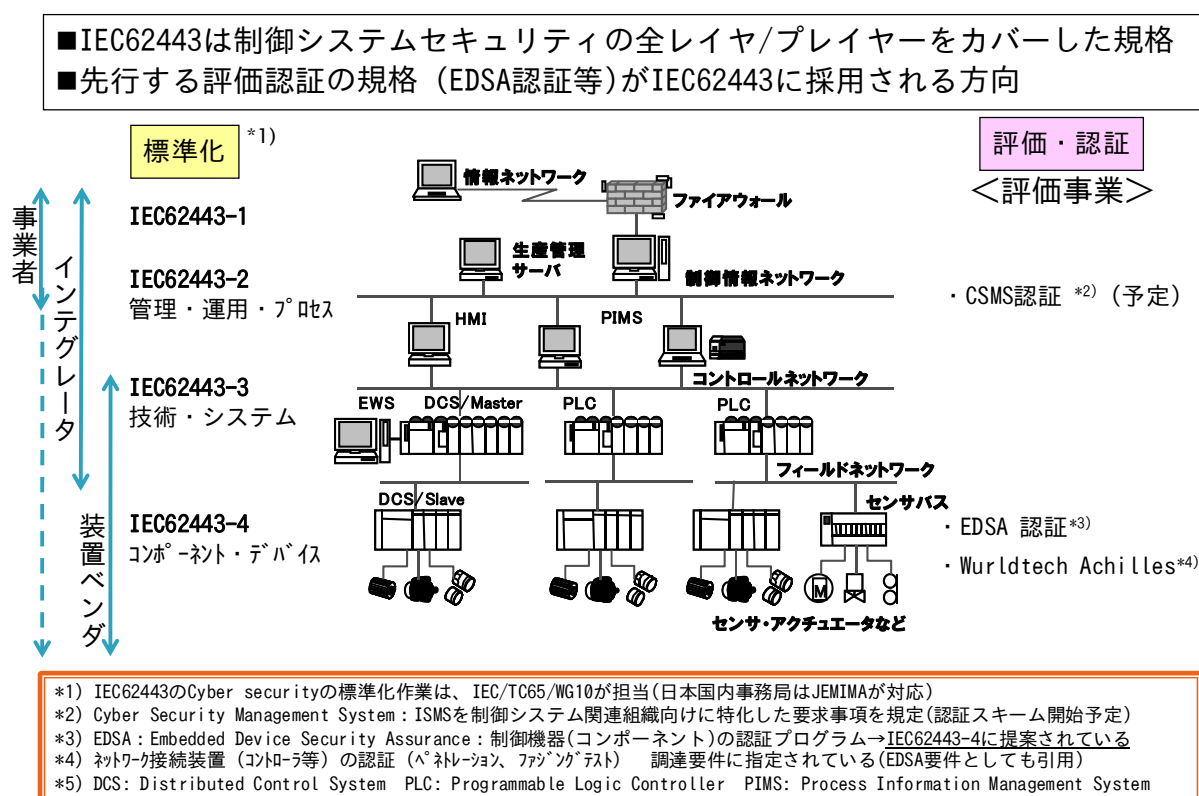


図 1. IEC62443 シリーズの概観

**IEC62443-2-1 は ISMS が参照され、制御システム事業者向けに策定された規格**であり、既存の ISMS のスキームを継承することで、認証者及び受査組織双方にとって効率的な認証を実施する事が可能となる。**マネジメントシステムの認証としてパイロットプロジェクトの対象規格となっている。**

IEC62443-4-1 及び IEC62443-4-2 については、規格自体は標準化中であるが、ISCI より先行して製品認証としての評価認証のサービスが開始されている。国際的な調達要件にも挙げられ、国内装置ベンダ企業からも取得の要望があるため、日本国内で同認証サービスが受査できるよう国内スキームを立ち上げる事が望ましい。**製品認証としてパイロットプロジェクトの対象規格となっている。**

(2) CSMS の認証対象規準について

＜評価認証の対象とする基準＞

ISMS(ISO/IEC27001 等)及び CSMS(IEC62443-2-1)の二つの規格を評価認証の対象として利用し、ISMS には含まれない CSMS 固有の要求事項を差分として ISMS と併せて認証を実施する事を想定。

＜ISMS と CSMS の規格構成の違い＞

- ・ ISMS(ISO/IEC27001)にはマネジメントシステム(MS)が記された本文とこれを満たすために取るべき 133 の管理策が附属書 A に記されている。
- ・ 一方で、CSMS(IEC62443-2-1)には本文に MS だけでなく、管理策も含まれており、併せて 126 の要求事項が含まれている。

CSMSの一部(ISMSとの差分)を業界固有基準としてISMS認証にアドオン(現状案)

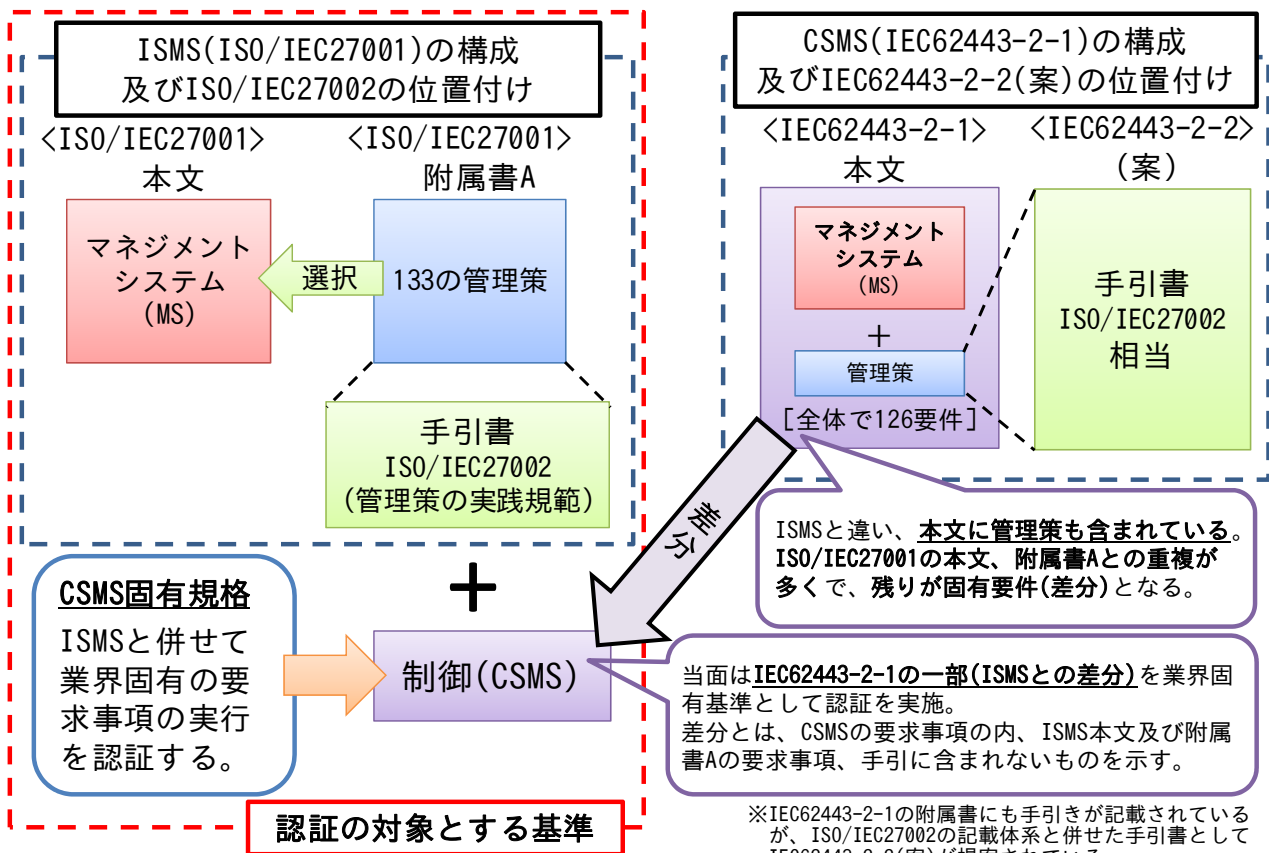


図 2. IPA の提案する CSMS の認証の対象とする基準案

＜ISMS と業界固有基準を併用することに関する動向＞

業界固有基準は ISO/IEC270XX のように国際規格化され、ISMS と併せて認証を受ける事ができるような仕組みが国際的にも複数の分野(テレコム、ファイナンス)で提案されつつある(制御システム分野では未提案)。今回は、先行的に IEC62443-2-1 を活用し、将来的には ISO/IEC270YY 等の提案をすることも視野に入れる。

(3) EDSA の国内認証スキームについて

＜評価認証の対象とする基準＞

ISCI の制御システムコンポーネント(製品)の認証プログラムである EDSA 認証(Embedded Device Security Assurance certification program)で求められる要求事項を評価認証の対象基準とする。米国主体で先行している認証スキームであるが、国際的な制御システム製品の調達要件に挙げられ始めており、日本国内企業も取得に意欲的であることから、国内スキームに留まらず、国内で認証取得した製品が国外においても同様の扱いが受けられるよう、スキームオーナーである米国 ISCI のスキームとの相互承認の確立を目指す。相互承認の提案については、下記図の通り IPA より米国 ISCI へ提案され、日本側として所定の条件(IAF/ILAC による ISO/IEC17025、ISO/IEC Guide65 の MRA で定められた規定)を満たすことで相互承認が実現する旨の回答を得ている。

EDSA認証スキームへの日本参画構想  
 ～国内認定/認証機関の実現構想について(IPAへの提案実施)～

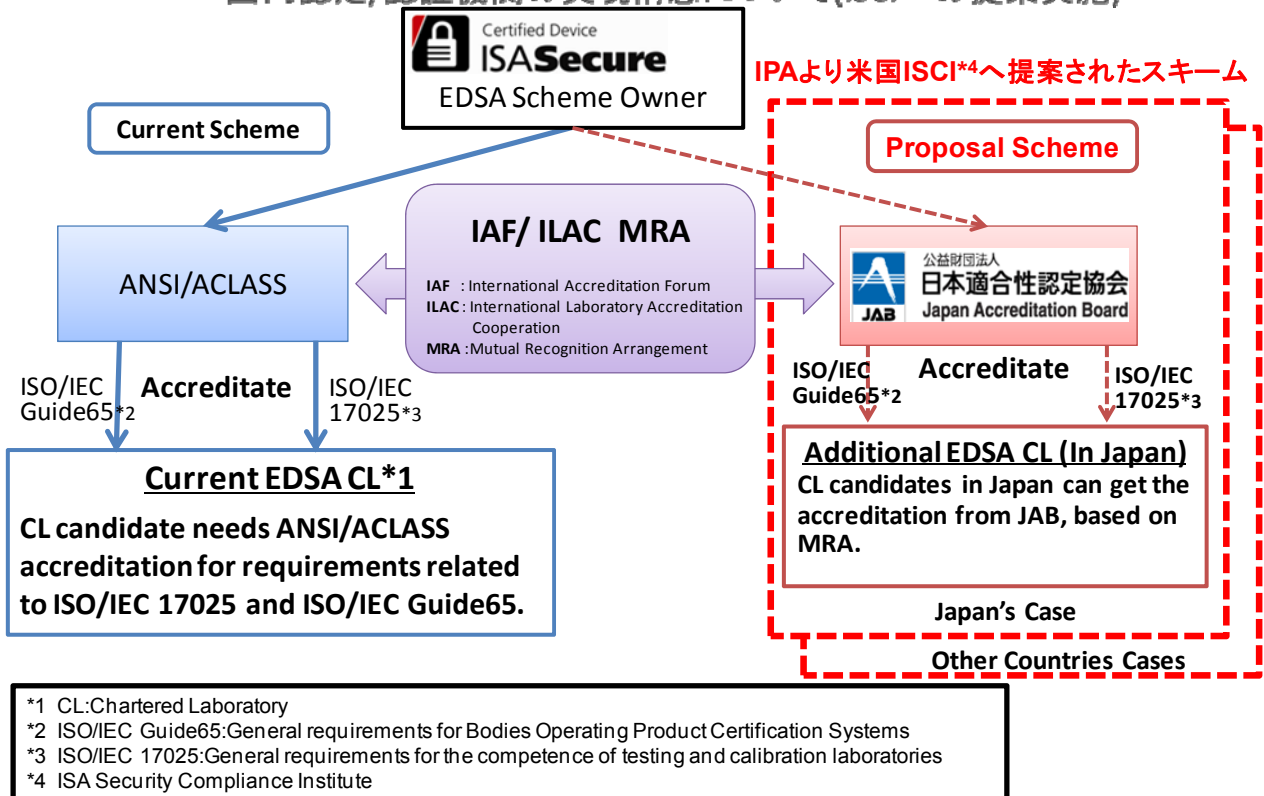


図 3. IPA より提案された EDSA のグローバルなスキーム

＜EDSA と国際規格(IEC62443)の関係について＞

本 EDSA 認証にて用いられる製品に対する要求事項は、制御システムの一部である個別のコンポーネント単位が認証の対象となるが、この要求事項は現在 IEC62443-4 シリーズヘドラフト案として提案されており、2014 年度頃までを目途に IEC 規格として承認される見込みとなっている。